

役場からの お知らせ

**就業構造基本調査が実施
されます!!**

10月1日を基準日として「就業構造基本調査」が実施されます。

この調査は国民の就業・不就業の状態を明らかにし、雇用政策や経済政策などの基礎資料を得ることを目的として、15歳以上の方を対象に5年に一度実施される調査です。黒潮町では、「浜町」「上分」「坂折」「早咲」「浜の宮」「万行」「上田の口」「田村」「小川」「有井川」の10地区が対象となっています。

調査の流れ

- ①調査員が準備調査のため9月中旬以降に対象地区に調査に入ります。
- ②調査対象となった家庭には役場から「依頼はがき」が届きます。
- ③調査員が調査対象となった家庭に調査票を配布します。
- ④調査票に記入してください。
- ⑤調査員が調査票の収集に伺います。

調査員は、携帯している「調査員証」を掲示して調査を行うよう徹底しています。

また、調査における秘密の保護についても、「統計法」で厳しく定められており、記入した内容が他に漏れたり、使用されたりすることは決してありません。

同時に、本調査に回答することは国民の「義務」であり、「個人情報保護法」によって免除されるものではありません。

とはいえ、記入される方の協力なしには正確な調査ができませんので、調査員が調査に伺った際には、どうぞご協力をお願いします。

○お問い合わせ

本庁総務課企画振興係
☎43-2112(直通)



農地転用には許可申請をお忘れなく！

— 黒潮町農業委員会 —

田や畑などの農地は、農業者にとって生活の基盤であり、また、私たちの食糧を供給する重要な土地でもあります。

したがって、農地を農業以外の目的に転用する行為には、法律でその必要性や規模の適当性、周辺農地への被害防止策を審査したのちに許可すること、不要な転用を防いでいます。

住宅建築や墓地の移転などで農地を転用する場合、農地法に基づく県の許可を受けなければなりません。

これに違反した場合は、県の原状回復命令のほか、罰金などの罰則を課されることとなります。

また、基盤整備地など町が将来も農地として保護する必要性が高いとして指定した「農用地区域」に属する田畑では、原則転用が認められませんので、転用行為を計画されている方は、必ず着手する前に地元農業委員もしくは農業委員会事務局までご相談ください。

— 農業委員の担当地区 —

委員氏名	担当地区	委員氏名	担当地区
矢野 元	市野瀬・佐賀橋川・拳ノ川	松井 茂久	浮津・鞭
大石 正幸	川奥・荷稻・鈴・中ノ川	田辺 尚実	口湊川・奥湊川
西尾 純一	小黒ノ川・不破原・市野々川	秋田 治水	小川・田村・加持本村
森 六郎	伊与喜・熊井・藤縄	中沢 智宏	早咲
弘瀬 正彦	上分・坂折・馬地	浜田 福義	浜の宮・町・万行
浜口 博一	横浜・白浜・灘	篠田 光	錦野・入野本村・芝
大西 章一	佐賀(上分・坂折・馬地・横浜を除く)・熊野浦	佐野 恵美子	上田の口・下田の口・緑野
宮地 宣吉	伊田・有井川	森岡 隆基	馬荷・御坊畑
金子 寿人	蜷川(米原を含み、大蔵を除く)	畦地 一弘	大屋式・本谷・大井川・大方橋川
金子 孝子	上川口・蜷川(大蔵)	萩森 末喜	田野浦
		井上 道明	出口

○お問い合わせ

農業委員会事務局 ☎43-1888